

○東総地区広域市町村圏事務組合広域最終処分場

管理運営事業者選定委員会設置要綱

令和 2 年 6 月 24 日
告 示 第 3 号

改正 令和 8 年 8 月 24 日告示第 6 号

(設置)

第 1 条 東総地区広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）が実施する広域最終処分場の維持管理・運営に係る事業者の選定を公平かつ適正に行うため、東総地区広域市町村圏事務組合広域最終処分場管理運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審査を行う。

- (1) 事業者の選定基準に関すること。
- (2) 事業者による提案書その他資料の審査に関すること。
- (3) 優秀提案者の選定に関すること。
- (4) その他管理者が必要と認める当該事業に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 組合事務局長
- (2) 組合総務課長
- (3) 組合環境施設課長
- (4) 組合関係市契約担当課長
- (5) 組合関係市環境担当課長

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該審査が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、委員長は、審議を行う事業者からの提案の規模等を考慮して、会議を招集する必要がないと認めるときは、書面の回議により議事を進めることができる。
- 6 その他、会議の進行について必要な事項は、議長が委員会に諮って定める。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(委員の責務)

第8条 委員は、事業者の選定を公平かつ適正に行うものとする。

- 2 委員は、企業等から便宜や利益誘導等の要請、依頼等の働きかけを受けたときは、速やかにその記録を作成して委員長に報告するものとする。
- 3 委員長は、委員から報告があった場合は、働きかけの内容に応じて必要な措置を講ずるものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、組合環境施設課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年8月24日から施行する。